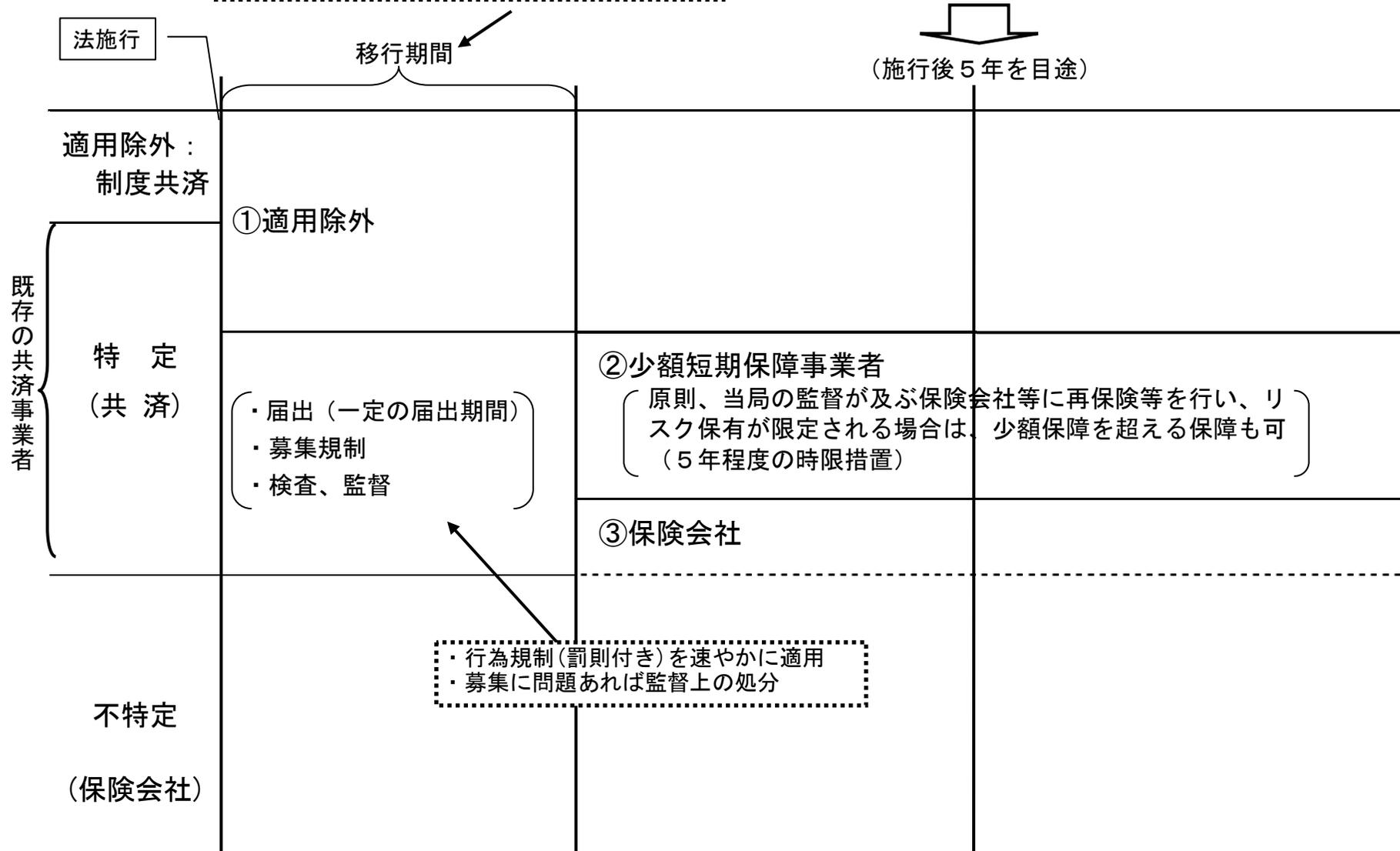


新しい規制のイメージ（既存の共済事業者への経過措置）

任意団体が多数。移行期間中に相互会社又は株式会社を設立し、少額短期保障事業者又は保険会社の申請。既に法人形態で事業を行っている者についてはその後も特別の経過措置。

新たな規制の枠組みの下で更なる実態把握を行い、少額短期保障事業者の業務範囲や事業実施主体の見直し、保険会社規制の見直し、その他別途の法整備の要否等、保険業法の適用のあり方について幅広く検討し、必要な措置を講ずる。



(注) 既存の共済事業者は、現行法の下で「特定の者を相手方」として保険の引受けを行っている事業者に限る。